静岡県監査委員告示第17号

令和6年4月25日付けで受け付けた静岡県職員措置請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

令和6年7月5日

静岡県監査委員 渡邊 芳文 静岡県監査委員 山下 和俊 静岡県監査委員 良知 淳行 静岡県監査委員 阿部 卓也

第1 請求人

浜松市中央区雄踏町宇布見5211-1 星野 光央

第2 監査の請求

1 措置請求書の受付

令和6年4月25日 静岡県職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)受付

2 請求の内容

静岡県職員措置請求書

静岡県知事に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

だれが。(県の執行機関又は職員):

経営管理部 財務局 資産経営課

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。:

令和5年4月19日ごろ

一般財団法人日本不動産研究所に対して、

維持会員(特別会員)会費として、

150,000円の支出を行った、とされている。

(請求書では5月末までとされている)

昭和 37 年 5 月 8 日に入会し、その後、62 年間毎年欠かさず、会費を支出してきたようである。その間同じ金額であったとすれば、累計で 930 万円となる。手元にある資料は6 年分(甲第 1 号証)なら 90 万円である。

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。:

令和6年4月に

一般財団法人日本不動産研究所に対して、

維持会員(特別会員)会費として、

150,000円の支出を行った。

4月23日に担当職員(A氏)に確認したが、「4月に支出した」とのことであった。情報公開請求を4月17日に行っており、近日中に、証拠を揃えて提出する予定である。

令和6年について、過去の証拠や経緯からも十分推測ができること、既に情報公開請求を行ったこと、県職員の回答等を踏まえて、受付することは十分可能であると考えている。法律上、受付後に、補正することも可能なのだから。その補正の一部として、揃った時点で証拠を提出する予定である。

その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。:

条例違反である。自由な競争をゆがめており、不当である。

会費の対価として、鑑定評価の報酬が15%減となる。これは、価格競争になじまないとしている鑑定評価報酬は、公共事業の場合、公的な算出方法が定められているにも関わらず、静岡県はそのことを知りながら、受注先の選択に影響を与え、不当に価格競争をゆがめている。これは、監査委員も、監査結果で意見を付した内容でもある。引用する。

県は、「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例」に おいて、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとされていることから、公正かつ自由 な競争を阻害することなく、公平性を確保しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に配慮 して、監査対象機関は、今後の不動産鑑定業者の選定方法について見直しを検討されたい

その発注先の偏りが、とんでもないことになっている。直近5年間において、静岡県西部地域で45件発注した内、39件が特定の業者である(甲第2号証)。85%超えである。不動産鑑定士の先輩も憂いている(甲第3号証)。

公正かつ自由な競争を阻害することなく、地域の中小企業者の受注機会の増大に努めるものとされている条例にも、真っ向なら反する結果となっている。

1回あたり15%減により、会費の15万円を上回って、静岡県の支出を減らすことができれば、地域の中小企業者の受注機会など知らぬ、存ぜぬという立場であることは明白である。条例無視も甚だしい職務行為である。

また、このような形で、会員となり、会員特典として、報酬を減額できる制度が認められるのなら、他の業者に対しても同様の会員制を認めなければならない。希望する全ての不動産鑑

定業者に対して、年間 15 万円払わなければならない。西部地域でも約 20 ある。例えば、私も会員制を開始し、会員登録を希望すれば、静岡県に会費を払ってもらえるのか。同じく報酬額を15%減としよう。静岡県の仕事を受ける予定など全くないが、それでも15万円支払うのか。毎年最大で300万円払わなければならない。年間 15 万円を支払うということは、静岡県は発注する前提であろう。静岡県条例をなきものにした財政支出行為である。前例踏襲することに終始し、どのような結果を引き起こすことになるのか、まるで理解していない。条例とやっていることが、不整合である。

その結果、静岡県で何が起きているのか。直近5年間で1000万円以上の仕事発注した先から、鑑定評価に関する誤った考えを教え込まれた可能性を否定できない。既に明らかになっていることもあるが、これからより一層明らかとなるだろう。

その行為により、どのような損害が県に生じているのか。:

令和5年・令和6年支出した会費 150,000円/年

静岡県でありながら、静岡県条例に反し、不当に自由な競争をゆがめ、自己中心的な組織であることが認識され、信用を失った。

どのような措置を請求するのか。:

静岡県は維持会員から即時脱会すること。返還は求めない。一般財団法人日本不動産研究所に、今のところ非はない、と考えている。

静岡県は、静岡県条例を遵守し、自由な競争を不当にゆがめる維持会員に、二度と入会しないよう対策を講じること。

2 請求者

住所 静岡県浜松市中央区雄踏町宇布見 5211-1

氏名 星野 光央

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和6年4月25日

静岡県監査委員 様

添付資料

甲第1号証 維持会員 支出票と請求書 12枚

甲第2号証 支出一覧表(令和元年から5年まで) 1枚

甲第3号証 不動産鑑定士の先輩からのメール 1枚

甲第4号証 質問 【ふじのくに 電子申請サービス】2024.4.15 済 1 枚

- (注) 1 措置請求書原文に即して記載したが、Aは原文では実名で記載されている。
 - 2 事実を証する書面として甲第1号証から甲第4号証が添付されている。(内容は省略)
 - 3 令和6年5月15日に令和6年度の維持会員の会費に係る支出票と請求書が追加で提出された。

請求人は令和6年5月21日に次の「住民監査請求の訂正補足」を提出した。

住民監査請求の訂正補足

令和6年5月21日 星野光央

4月25日付けで提出されている住民監査請求3件についてです。

静岡県職員措置請求書に財務会計行為の前段となる行為が違法又は不当である理由が記載されていますが、財務会計行為そのものが違法又は不当である理由が記載されていません。

財務会計行為が違法又は不当である理由について追加の説明がございましたら【5月21日 (火)】までに御提出ください。

財務会計行為そのもの、とのことだが、

(住民監査請求)

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補塡するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

⇒違法若しくは不当な

公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他 の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含 む。)と認めるとき、

又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるとき

が住民監査請求の対象である。

さらに、「住民訴訟の上手な対処法」からの引用であるが、

1 対象となる行為

財務会計上の行為でないとされる行為は、違法不当に行われた場合でも、その行為自体を監査請求、住民訴訟の対象とすることはできないが、財務会計上の行為ではない違法な行為あるいは手続きが原因先行となって財務会計上の行為がなされている場合には、その財務会計上の行為(たとえば、公金の支出)を監査請求住民訴訟の対象とし、財務会計上の行為の原因となった非財務会計上の行為手続の違法性不当性を追及することができる場合がある。(P54 秋田仁志)

⇒できる場合がある。

すなわち、財務会計上の行為それ自体を取り出して見れば、手続は会計法規に違反することなく、支出行為などを規制する財務実体法規違反もないが、原因先行行為の違法性を引き継ぎ、その結果、後行行為としての財務会計上の行為も違法性を帯びる場合があるのである。 (P54 秋田仁志)

⇒場合がある

さらに、地方自治法の根幹である地方自治の本旨や、住民監査請求の目的に照らして、

違法性の承継が認められるのは、執行機関または職員による違法不当な支出、財産管理などを住民自身の手によって防止是正し、よって地方公共団体の主権者たる住民全体の利益を守るという住民訴訟制度の目的に照らせば、違法性の判断を、一連の行政手続、行政行為の中から財務会計上の行為のみを取り出して、その財務会計上の行為とその原因となった行為を一体としてとらえて評価すべき場合があるからである。(P54 秋田仁志)

⇒場合がある

「違法」とは、当該行為が客観的に正当性を欠くことをいい、憲法、法律、条例、規則など

の法規(会計規則など財務会計に関する法規に限られない)の明文に違反するだけではなく、 公序良俗に違反する場合、信義則に違反する場合、裁量権の濫用逸脱がある場合など広く含 む。

「不当」とは、上記のような違法があるとまではいえないが、当該行為が、客観的にみて行 政行為の目的に照らして、妥当適切性を欠く場合をいう。

~省略~ 監査請求書には、両者を併せて、「当該行為は違法かつ不当である」と記載すればよい。 (P62 秋田仁志)

⇒広く含む

と書かれている。引用元としたこの書籍の概要は以下の通りであり、制度について、経験に基づく貴重な記載があった。制度を活用し、行政と実際に向き合ってきた弁護士等、早々たる方々から数々の指摘されてきた。住民監査請求を全く知らない無知な弁護士により書かれたものではない。その点を強調しておきたい。私も大変勉強させてもらっている。

平成15年時点である。

編者

秋田仁志 (あきた ひとし)

京都大学法学部卒業、弁護士

井上 元 (いのうえ もと) 大阪大学法学部卒業、弁護士

執筆者

秋田 仁志 弁護士

赤津加奈美 弁護士

井上 元 弁護士

加藤 高志 弁護士

河野 聡 弁護士

松葉 謙三 弁護士

山田 昌昭 弁護士

引用元

住民訴訟の上手な対処法 [改訂増補版] 平成 15 年 8 月 20 日 第 1 刷発行 発行 株式会社 民事法研究会 ページ数 533 金 5,000 円

内容 (下線、太字はこちらで付した)

住民訴訟に関する新しい書籍も多数現れていますが、住民訴訟制度を利用しようとする市民 の立場から書かれたものは未だ数少なく(P1 秋田仁志・井上元)

私共は組織も権限もない普通の市民の声が反映されるように法と制度に<u>息吹を吹き込みたい</u>と考え、市民と行政の問題について関心を持ってきました。(はしがき P2 編者代表 辻公雄)

本書のテーマの前提となっている制度である住民監査請求制度は、国民主権の実現の方法としての議会制度だけでは一般市民の意見は反映され難い場合も多いということから、直接民主主義制度の機能を持つものとして人間の英知が考え出した制度です。(はしがき P2 編者代表 辻公雄)

このように、民主主義を保障する制度がつくられていても、その運用如何により、<u>本来の機</u> <u>能が発揮される</u>ことにも<u>死に絶える</u>ことにもなります。(はしがき P2 編者代表 辻公雄)

住民訴訟は、~省略~まだまだ十分にその活用がなされているとはいえません。 (はしがき P2 編者代表 辻公雄)

住民訴訟は文字どおり住民のための訴訟制度として機能しなければならず、住民が自由に使えるものでなくてはなりません。 (はしがき P2 編者代表 辻公雄)

本書も、主権者たる市民のための行政の確立に少しでも役立てばと思っています。 (はしがき P2 編者代表 辻公雄)

住民は制度をどのような場合に活用することができるのか、有効に活用するためには実際に どのようにすればよいのかという視点からの整理・分析は、ほとんど行われてこなかったよう に思われる (P4 秋田仁志)

このような思いから、本書は、自ら住民監査請求・住民訴訟をこれから行おうとし、あるい

は現に行っている市民、弁護士が住民監査請求・住民訴訟の手続を容易・迅速かつ効果的に行うことができることを目的として執筆されたものです。執筆にあたったのは、いずれも<u>現実に</u>住民監査請求・住民訴訟を手がけてきた弁護士です。 (P4 秋田仁志)

⇒現代の弁護士に相談しても、ほとんど逃げ回るばかり。

本書は、~省略~実務での経験を踏まえて、住民側の視点からの論点提起も行ったうえで、 多くの判例を調査・分析・整理し、学説も紹介しながら、住民監査請求・住民訴訟制度の利用 マニュアルとしてまとめています。 (P5 秋田仁志)

証拠収集手続きの箇所で説明しているように、住民側にとって証拠を収集することの困難さが、住民訴訟の低い勝訴率の大きな要因となっている状況があり、監査委員制度が必ずしも十分に機能していないなど、現在の住民監査請求・住民訴訟制度は、住民にとって、まだまだ十分なものとは言えません。(P7 秋田仁志)

それでも、住民が、住民全体の利益のために、地方公共団体の違法、不当な手続、行為を、直接チェックし、是正することができる貴重な制度であることは間違いありません。また、住民監査請求・住民訴訟は、行政を住民に開かれたものとするため大きな力となるはずです。 (P7 秋田仁志)

一人でも多くの市民が、住民監査請求・住民訴訟を有効に利用し、市民の声をあげていくことが、地方公共団体が誤った方向に向かった場合にそれを是正していくことを可能にするだけでなく、住民監査請求・住民訴訟を市民にとってよりすぐれた制度にしていくことを可能とすると考えます。 (P7 秋田仁志)

⇒制度が既に整っているのではなく、市民が作り上げていくということだと意味であれば、非常 に共感できる思いである。その実感、職員にもあるだろう。

IV 監査請求を受けた監査委員がしなくてはならないこと

支出関係書類など関係書類の調査、請求人、関係人からの事情聴取など<u>可能な限りの調査を</u> <u>尽くして</u>、判断しなければならない。(P21, 22 秋田仁志)

住民訴訟では、多くの場合、地方公共団体の職員や、契約した業者などを証人あるいは被告本人として調べることとなる。彼らは、**原告住民に対し、極めて非協力的な態度で証人尋問に臨むことが多い**ため、そのような証人に対して原告の行う尋問は、その証言の矛盾、不合理さを追及する尋問とならざるを得ず、原告住民にとって有利な証言を引き出すことは容易ではな

い。証人尋問までに、地方公共団体の内部文書など有利な証拠をできるだけ多く集め、そして 周到な尋問準備を行うことが尋問を成功させる**鍵**となる。また、<u>多くの原告、傍聴人が証人尋問に立ち会うことは、証人に偽証に対する緊張感を与え、効果的な尋問を行うために**有効**である。(P27 秋田仁志)</u>

VI 住民訴訟を弁護士に依頼するには

住民訴訟は、弁護士に依頼せず、住民自身の手で行うこともできるが、訴状等訴訟手続書類の作成は、やはり難しい。したがって、監査請求に続いて、弁護士に依頼して住民訴訟を提起することを検討している場合には、できるだけ早い時期に弁護士に相談して、事情説明を行うべきである。(P28 秋田仁志)

⇒相談したどの弁護士にも断られた。

VI 住民訴訟を弁護士に依頼するには

住民訴訟を弁護士に依頼するときには、〜省略〜 <u>弁護士に支払う費用の問題</u>がある。〜省略〜 原告が勝訴した場合には、原告は弁護士費用を地方公共団体に請求することができると規定している〜省略〜 監査請求、住民訴訟は、それを行う<u>住民個人に直接には1円の利益をももたらすものではない</u>ため(勝訴による利益は地方公共団体に帰属する)〜省略〜 原告住民としてはできるだけ多くの住民に参加してもらい広く薄く費用を募るなどの工夫も必要であるう。 (P28 秋田仁志)

改めて、静岡県職員が背負わされている憲法、法律、条例等を見ていこう。

【憲法】

日本国憲法 昭和二十一年

第十章 最高法規

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊 重し擁護する義務を負ふ。

ここに書かれているその他の公務員に、地方公共団体の公務員も含まれる。憲法通り、地方公務 員は、憲法尊重擁護義務を負っている。

日本国憲法 昭和二十一年

(前文)

この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び 詔勅を排除する。

これ (原理) に反する一切の憲法、法令等を排除する、としている。憲法遵守の宣誓は、排除されていない。

日本国憲法 昭和二十一年

第十五条

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

⇒すべて公務員

これに地方公務員も含まれる。公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない、と学校でも習うだろう。奉仕する先が、まさか自分たち(公務員)ということなどあってならないのは言うまでもない。そのような者は、「いやしい」に違いない。

日本国憲法 昭和二十一年

第十章 最高法規

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国 務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

⇒憲法に反する法律その他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本国憲法 昭和二十一年

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律で これを定める。

⇒地方自治の本旨に基づいて

地方自治の本旨に基づかない行為があってはならない、と憲法が明らかにしている。

日本国憲法 昭和二十一年

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を 有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

⇒法律の範囲内で条例を制定

この法律とは、地方自治法等である。法律の範囲外の条例を定めることはできない。定めてもいない条例に従って、地方公務員が、法令で定められた手続きを無視することはできない。偽ることは、公務員に認められていない。当然だが、してはならない。憲法違反である。

憲法尊重擁護義務を果たせないなら、宣誓書(添付資料1)はいったい何なのか。

私は「不誠実に生きなさい」等と日本の先生たちから教わったことがない。かような人たちは、 日本の公の教育を受けてこなかったのではないか。もしくは、自身の行動をもって、日本の公の教 育を真っ向から否定しているのだろうか。

また、哲学者サルトルの言葉で言えば、自己欺瞞なのか。自己欺瞞とは、自己を騙すことである (添付資料2)。今回の場合なら、適切に職務を果たせていないにもかかわらず、自らには「適切 に職務を行っている」と思うことである。今も思っていないだろうか。それを自己欺瞞というので ある。

さらに、通常の人間なら、嘘をつけば、バレやしないかと冷や冷やするだろう。その気持ちに耐えられない人も多いはずだ。そのような人は嘘をつけない、嘘つきにはなれない。ところが、詐欺師と呼ばれる人は、嘘をつき続けられる。それはなぜか。不思議に思わないだろうか。呼吸をするように嘘をつく、と言われるのは、嘘をついている自覚がないのである。「嘘をついている自覚がない」のは「嘘をついていない」と自己を騙しているからだ、という説もある。同じ香りがするではないか。

【地方公務員法】

地方公務員法 昭和二十五年法律第二百六十一号

(懲戒)

- 第二十九条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方 公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

⇒~懲戒~ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

しなければならないものを、していないのは、職務上の義務違反ではないか。しなければならないものを、していないのは、職務を怠った場合ではないか。

地方公務員法 昭和二十五年法律第二百六十一号

第六節 服務

(服務の根本基準)

第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行 に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

⇒全力を挙げてこれに専念

全力を挙げて、職務を行った、ということなのか。それとも、全力を挙げて、していないことを したことにした、というのか。

地方公務員法 昭和二十五年法律第二百六十一号

(服務の宣誓)

第三十一条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

⇒服務を宣誓

宣誓したことを忘れた等ということが認められるのか。そんなものは誓いではない。宣誓を無視 するなら、その宣誓は虚言・戯言である。その宣誓は、法律違反である。

地方公務員法 昭和二十五年法律第二百六十一号

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地 方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければな らない。

⇒法令、条例、規則、規程に従い、

従わなければならないと、この法律に定められている。地方公務員法の大前提であろう。

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従わなければならない。

この根本が抜け落ちているのではないのか。

⇒且つ

又は、ではない。はっきりと、且つ、と書かれている。両方、という意味である。

⇒上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない

忠実に従わなければならない状況なのである。<u>上司の職務上の命令</u>であれば、責任が誰にあるのか、法律上明確である。つまり、法令違反者が誰か、明確ということである。

地方公務員法 昭和二十五年法律第二百六十一号

(職務に専念する義務)

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上 の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職 務にのみ従事しなければならない。

⇒職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない

注意力のすべて、である。全てとは、100%のことである。用いても良い、用いなくても良い、 とは書かれていない。用いなければならない。これが読めない者がいるのだろうか。

【地方自治法】

憲法にも書かれている地方自治の本旨から逸脱して良いと考えている者がいるのだろうか。地方公共団体が法令規則等を解釈するなら、地方自治の本旨、原点、基本に立ち返ってしなければならない。

自己や己の課の私的利益を追及してはならない。(地方公務員法)

一部の者の奉仕者となってならない。(地方公務員法)

地方公共団体は、地方自治の本旨に従わなければならない。 (地方自治法)

公務員は、全体の奉仕者でなければならないと定めている。(地方公務員法)

法律、政令、規則等、公務員は従わなければならない。(地方公務員法) 公務員には、憲法擁護順守義務もある。

「木を見て、森を見ず」

組織にいると、起こりがちなことだが、公務員の解釈が、<u>地方自治の本旨</u>から外れることは、違 法である。

法令根拠を列記していく。重複するが、ご容赦願いたい。

地方自治法 昭和二十二年法律第六十七号

第一編 総則

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを<u>基本</u>として、地域における行政 を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

⇒住民の福祉の増進を図ることを基本

【憲法】

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、<u>地方自治の本旨に基いて</u>、法律でこれを定める。

憲法擁護順守義務を負っている公務員は、<u>地方自治の本旨に基づいた</u>「解釈」をしなければならない。

【地方自治法】

第一編 総則

第一条 この法律は、<u>地方自治の本旨に基いて</u>、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第一条の二 地方公共団体は、<u>住民の福祉の増進を図ることを基本として</u>、地域における行政 を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。 基本は、住民の福祉の増進を図ることだと書かれている。

第二条

- ① 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体 との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。
- ② 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

解釈に関しても、ハッキリと明確に、法律に定められている。

<u>地方自治の本旨に基づいて</u>、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これ を解釈し、及び運用するようにしなければならない。

これを知らないとは、まさか言うまい。直接適用されずとも、類推適用や解釈は十分に、常識からも可能である。

職員による解釈が、地方自治の本旨を無視して、自由にできるのではない。

理念、本旨、基本に立ち返る、との常識とも一致する。

当たり前だが、<u>地方自治の本旨</u>に基づいて、<u>解釈</u>を行わなければならないと、法律の条文に、誰にでも読めるように、分かるように、書かれてあり、特に職員なら知らなければならない立場である。

④ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、 最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

ここにも、基本である、住民の福祉の増進に努めなければならないと書かれている。

- ⑤ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に 協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。
- (b) 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別 区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。
- ⑤ 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

また、国と地方との立場の違いも明確である。

第一条の二

- ② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。
- ⇒住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本

さらに

【地方公務員法】

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

地方公務員法は、<u>地方自治の本旨</u>の実現に資することを目的としている。絶対に、<u>地方自治の本</u> <u>旨</u>から逸脱してはならないことがわからない者がいるのだろうか。

法令を読み、理解できないものは、適法な監査ができないことを自覚しなければならない。地方 自治法に書かれていることである。そのような者が、高潔な人格を維持する者ではないことは、文 字が読んで理解できれば、誰でも分かることである。

地方自治法 昭和二十二年法律第六十七号

第二条

- ⑩ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別 区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。
- ⑪ 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

- ⇒地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない
- ⇒規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

条例を制定した地方公共団体が、その条例に違反するなど、前代未聞の事態ではないだろうか。

他にも根拠は無数にあるだろう。

時間の制約もある中だが、全てを記載したらこの程度では済まないだろう。

「言ってくれてありがとう」と思っている人へ

【言ってくれてありがとう】

職務に対する姿勢に、鬱屈した日々を過ごしている職員も、わずかにいるのかもしれない。「これは本来の姿ではない。このような仕事したくて、県職員になったのではない。もっと公に尽くしたくて職員になったのだ」と思っている人がいるなら、朗報かもしれない。辛さを乗り越えなければ、人は成長しない。何も感じない職員は、今までも、今も、今からも、何も感じないであろう。公務から離れる道があることも忘れないでほしい。

さらに、静岡県職員固有のものも見ていこう。

【静岡県職員倫理条例】

静岡県職員倫理条例(添付資料3)、規則(添付資料4)、処分基準(添付資料5)にも記載がある。これら全てに従うことになるが、その一部を抜粋する。

静岡県職員倫理条例(添付資料3)

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚 し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し て不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

- 2 <u>職員は、</u>常に公私の別を明かにし、<u>いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。</u>
- ⇒職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚
- ⇒常に公正な職務の執行に当たらなければならない

常に、である。ときどき、とは書かれていない。また、当たらなければならないのである。当たっても良い、当たらなくてよい、とは書かれていない。

⇒職員は、常に~省略~いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益 のために用いてはならない。

やらなければならない職務を省略すれば、それは仕事が減って、楽だろう。自らや自らの属する 組織の私的利益に該当するのではないか。倫理条例違反となろう。

別件だが、そのようなことを実際に発言した浜松市監査事務局職員がいた。年度の人事異動でいなくなってしまった。偶然とは思えない。

【静岡県職員倫理規則】

静岡県職員倫理規則(添付資料4)

(倫理行動規準)

- (2) 職員は、常に公私の別を明かにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り 組まねばならないこと。

⇒いやしくも ~省略~ 自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない ⇒全力を挙げて

全力を挙げて、職務を行わないと言い訳することは認められていない。自らや自らの属する組織 の私的利益のために、職務を行わなかったのか。

【静岡県職員の懲戒処分の基準】

静岡県職員の懲戒処分の基準(添付資料5)

- 1 一般服務関係
- (6) 虚偽報告

事実を捏造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

⇒虚偽報告 事実を捏造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告

適法に職務を行っていないが、行っていると「虚偽報告」をしているのではないか。懲戒処分の 基準に該当し、懲戒対象事由となる。 法令、条例、規則、処分基準等々、幾重にも違反していることになることがわかるであろう。それぞれの一部を取り上げた。全てを取り上げれば、もっと多くなるだろう。監査委員には調査権がある。行使してもらいたい。いや、行使しなければならないであろう。

【添付資料】

- 1 宣誓書 静岡県(雛型) 1枚
- 2 男のための自分探し 自己欺瞞 4枚
- 3 静岡県職員倫理規則 9枚
- 4 静岡県職員倫理条例 3枚
- 5 懲戒処分の基準 9枚

維持会員についての請求は、会費の支払いが財務会計行為です。

(会員になっていることが違法又は不当である理由は記載されていますが、会費の支払いが違 法又は不当である理由が記載されていません。また、会費の返還は求めないと記載されていま す。)

財務会計行為そのものが違法又は不当

まず、会費の返還を求めないと書いたことについて。 言葉足らずであったと反省している。

ここでは、会員登録を分かりやすく契約と呼ぶ。

静岡県条例に違反して維持会員の会費(年額15万円)を支出した。契約以上に支払った、等ということはない。これは静岡県の損失である。

維持会員を脱会した場合、会費返還することが、契約上定められているなら、月割でも、日割でも、当然返還を受けるべきである。

そのような規定がなく、一度静岡県が返還を申出て、日本不動産研究所から断られたら、わざわざ争ってまで、会費の返還を求めないという意味である。

規定にないなら、返還を求められないと考えている。

ただし、返還を受けられないとしても、必ず脱会はしなくてはならない。公的な静岡県が、自ら

が制定した条例に違反したままでいることは、できないからである。

維持会員の契約は、概ね以下の通りだろう。

維持会員になっていれば、年会費の支払が発生する。

静岡県は、維持会員であるため、年会費を支払う債務を負っている。

日本不動産研究所は、維持会員が年会費を支払ったら、会員割15%減を適用する債務を負うことになる。

この契約が大問題である。

静岡県が、維持会員になっていることが条例に違反している。

即時脱会しなければならなかった。

特に、住民監査請求の結果を受け、監査委員から意見が付されていた。令和6年2月5日に結果が通知された。その後、公報(令和6年2月20日)や静岡県のHPに掲載された。あの意見を、当事者として漫然と読み、対策を講じたり、業務を顧みる行為を怠ったのは、地方公務員法違反である。当事者である。2月20日には見るだろう。そこから3月31日まで、維持会員の継続を検討する十分な日数がある。日数にして41日間である。検討したのだろうか。検討していないにもかかわらず、検討したことにしていると報告するのだろうか。今までの対応を踏まえると疑念がつきない。

監査委員からの意見は、法的拘束力を伴わない。だが、監査委員は、自己の名のもとに、通常の職員とは明らかに違う立場から、監査を実施し、意見を、白い紙に、黒い文字で書いた。しかも全世界に公開したのである。逃げることは絶対にできない。全責任を負う立場である。

職員同士で、口頭で注意を受けたのとは、わけが違う。監査委員は高額な給料が支給されている。高潔な人格の者しか、就くことができない。高潔な人格の維持もしなければならない。地方自治の本旨に基づいて、静岡県の業務に関して、意見をしたのである。それを、法的拘束力がないからと聞き流すことは、職員が全力で職務を遂行し、用いなければならない注意力のすべてを使っていたら、できることではないと、考えている。

また、近年パワハラ、モラハラが取りざたされ、上の立場の者は、部下に対して指導しにくくなってきたのは、周知の事実である。しかし、指導をしなくてよくなったのではない。上司が、指導の責任から解放されたのではない。社会的状況が変化したとはいえ、指導しなければならない責任はかわらない。

上に立ったことのある者なら、わかるだろう。部下の仕事ぶりで、目につくことや気になることがあっても、全てを言うことはできない。10 あっても、せいぜい言えるのは、1や2だろう。それも非常に神経を使うことになる。しかし、その心は、指摘していない残りの8や9は、関係がない、無視してもらっていい、ということではない。できれば、何とか「今回は直接言葉にしていな

いが、他のところにも気が付いてほしい」という心ではないだろうか。

今回の監査委員の意見も、同様に類推可能である。「今回の指摘だが、他にもあるのではないか。その周辺に問題はないか」と考えて、行動できる人間が、仕事のできる者であろう。1をきいて10を知る、と言われる。課内にそのような人間がいないのは、大変な不幸である。そこに長くとどまれば、あなたの職務、能力、人格の向上に大きなダメージを負うかもしれないと言っているのである。

それに、1 から 10 まで、全て言葉にして説明しなければ伝わらないような相手では、仕事が捗るわけがない。

静岡県職員であれば、監査委員が意見をつけた心を、意図を酌もうとしなければならない。わざ わざ意見をつけなくても良いのである。住民監査請求の結果を見てもらえば分かる通り、全ての結 果に意見がつけられているものではない。その真意を酌もうとしないものが、仕事のできる職員で あるだろうか。

私は思えない。理解できない。神経の図太さに恐れ入る。一緒に仕事をできる者ではない。また同じ注意を受けることになることが確定するからである。次は、意見では済まないだろう。叱られるかもしれない。人事異動もあるかもしれない。人事考課において、大幅な減点をくらうかもしれない。ひょっとしたら、懲戒処分の対象事由になるかもしれない。これくらいのさまざまな想定、瞬時にできる得るだろう。

せっかく、監査委員が意見をつけたのに、その行為を無にする気なのだろうか。直接的な記載がない限り、動かないつもりだったのだろうか。何とお粗末な態度であろう。静岡県民のためにも、このような悪しき前例を作ってならない。

静岡県は、脱会しないまま、維持会員であり続け、令和6年度となり、漫然と会費を支払った。 この会費の支払は、会員の負っている債務を履行したわけだが、会費を支払えば、条例違反でなく なるわけでもない。

静岡県条例に違反したまま、会員を続けて、会費の支出を行った。維持会員の契約に従ったと言いたいのだろうが、その維持会員が違法である以上、その財政支出行為そのものも違法である。

行政の対応に、混乱してくるのだが、

「違法な契約であっても、手続が適法なら、静岡県の金を支出しても適法だと考えているのか」と思わざるを得ない。

この度の指摘内容を正しく理解してもらいたい。静岡県行政は、地方自治の本旨を逸脱した行為である。地方自治の基本、根本から、乖離した理解である。

公務員になってはならない理解の人物が採用されているなら、それは採用の問題となろう。

公務員になると、地方自治の本旨から逸脱した理解にならなければ、職務が遂行できない環境になっているなら、職場環境の問題であろう。

昇進に当たって、地方自治の本旨から逸脱した理解が役に立つなら、人事評価に問題があると言 わざるを得ない。

資産経営課だけの問題とは思えない。静岡県職員全員に関わる問題であろう。

以上

- (注) 1 「住民監査請求の訂正補足」原文に即して記載した。
 - 2 事実を証する書面として資料1から資料5までの資料が添付されている。(内容は省略)

3 請求の要件審査

監査の実施に当たり、本件措置請求が地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。) 第242条に規定する要件に適合しているか否かについて審査を行ったところ、請求人は措置請求書に 記載された場所に住所を有しており、また、本件措置請求は財務会計行為に係るものであり、その他 の同条所定の要件も具備しているものと認められるので、令和6年5月30日に受理することを決定し た。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書及び住民監査請求の訂正補足の記載や請求人の陳述から、請求人は「県が一般財団法人 日本不動産研究所の維持会員(特別会員)となることは条例違反であり、年会費の支払いも違法であ る。」と主張していると解し、自治法第242条第1項に規定する以下の事項を監査対象事項とした。

「違法若しくは不当な公金の支出」は存在するか。

2 監査対象機関

静岡県経営管理部資産経営課

3 請求人の陳述(要旨)

請求人に対して自治法第242条第7項の規定により陳述の機会を設けたところ、請求人は、令和6年6月10日に陳述を行った。陳述には同条第8項の規定により監査対象機関の立会いを認め、監査対象機関が立ち会った。

請求人は陳述用の資料として令和6年6月6日に次の「陳述機会の録音記録について」を提出するとともに、令和6年6月9日に「(維持会員)令和6年6月10日陳述機会に向けて」、「条例違反の具体的な指摘」を提出した。

陳述機会の録音記録について

住民監査請求:維持会員について

文字にしてあり、声量や語勢までは、表せていないのが残念だが、この陳述機会に参加したものなら誰もが知っていることがある。

「代表が大きな声を出された」

ということである。住民監査請求の陳述の機会で、監査委員が大きな声を出さざるを得ないな ど、異常事態である。傍聴には、一般人も参加できる。

私はそれを、職員に対する注意だと受け止めた。それ以外の受け止め方があるなら教えてほしい。

静岡県で住民監査請求を4回行ったが、この回だけである。他の機会には、そうなる雰囲気すらなかった。

それほど、衝撃を与える陳述機会であった。

私が取り組んでいる住民監査請求にも多大な影響を及ぼしている。 この3回目までと、4回目からでは、全く対応をかえている。

今回の5回目、6回目、7回目も、その流れを汲んでいる。

A前代表の真剣さと、それを受け止めない資産経営課職員の対比が、鮮明となったままである。 大きな声を出されているときに、資産経営課職員が、どのような態度であったのか。私は目の前で 見せつけられた。私の目に焼き付いている。私は生き証人である。

現代表のB監査委員もいたから、よく知っていることである。 令和6年度から新たに監査委員や職員となった者は、知らないであろう。 この陳述機会の録音記録を読んで、知っておいてもらいたい。

多大な費用(私の試算によれば、委員の給料や諸経費を合わせて 40 万円以上)をかけて、行われた住民監査請求の報告結果に、意見までついたにも関わらず、無反応と言わざるを得ないのが資産経営課である。

A前代表からもあった通り、不動産鑑定業者について、あの後、実績などを調べたのだろうか。

監査委員からの意見、助言に対して、聞き流す職員に違いない。ただものではない。そのような 職員を相手に、監査を実施しなければならないことを、監査委員は自覚しなければならない。

生易しいものでは、改善する兆候すら見られないのが資産経営課であろう。

地方自治法に反する違法な監査を行えば、今度も監査委員が、監査される側に回ることを認識しなければならない。

監査される側に回りたくなければ、地方自治法に基づいて適法に監査を実施するか、請求人から 要望があれば外部監査委員に任せるか。二択になるだろう。

添付資料

※陳述機会 録音記録 二俣町二俣 マーカー 38枚

- (注) 1 「陳述機会の録音記録について」原文に即して記載したが、A及びBは原文では実名で記載されている。
 - 2 資料として陳述機会の録音記録が添付されている。(内容は省略)

(維持会員) 令和6年6月10日陳述機会に向けて

(定義)

静岡県知事に対する措置請求に対する意見書:意見書

公共事業に係る不動産鑑定評価報酬基準について 令和2年3月17日中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ:用対連申合

静岡県条例違反については、先に提出した書類に詳細に記載した。

この書面は、意見書を受けて作成するものである。

【感想】

45 件中 39 件を特定の財団に発注したことについて、反論がない。選定において、静岡県条例に違反していることを、資産経営課も認識していたことが分かった。

監査委員の意見も、真剣に聞いて、受け止め、検討、見直しをしようとしていることが分かっ

た。本当に行うのか、しっかりと行政を監視しなければならないと、静岡県民は意識しておこう。

【怒り心頭】

請求書に「静岡県は維持会員から即時脱会すること。返還は求めない」と書いたが、事務局から もメールがあり、こちらがわざわざ訂正した文書を作って提出したにも関わらず、原文をそのまま 引っ張ってきた。

こんなこと、社会人がすることか。それもこともあろうに、全体の奉仕先である静岡県民に向かってすることか。監査委員、これは注意すべきではないか。陳述の時間、20分しかないが、私は監査委員に求めたい。私の陳述時間が減っても構わない。謝罪訂正をするよう、資産経営課に言ってもらえないか。

相当に腹が立っている。私に対してだけではなく、今後、同じことを、他の静岡県民にさせるわけにはいかない。ここでしっかりと注意しておかないと、「これでいいんだ」と受け止めかねない。非常識を受け入れ続けてきたのだから。

請求の内容については、互いに主張が異なるのだから、反論は結構である。

しかし、文書で謝罪し、訂正し、直した内容である。

それにも関わらず、そのまま引っ張ってきて、根拠として用いているのはどういうことか。謝 罪、訂正も意味がない、ということなのか。口なら、一度言ったことを撤回することは、難しいだ ろうが、これは文書である。

監査委員、住民監査請求の内容とは、直接関係がないが、これを認めると、常識があれば起こらないが、他の部署でも、こうやって構わないという誤解が広まりかねない。

私が提出した文書を受け取っていないのか。そんなことはないだろう。監査事務局が受け取り、 必ず、全て、監査対象機関に渡していると、何度も確認している。

都合よく、無視しているのか。

請求人であれば、感情的にもなる。努めているが、抑えられない。

監査委員は、請求人とは違う。感情的になる理由がない。公正、不偏、客観的かつ独立的な態度を常に保持し、職務を全うしている。それも、実際に住民監査請求を4回行った経験から、もっとも監査について知見を有していたと私が感じたA前代表が、陳述の機会で、職員に対して、大きな声を出さざるを得なかったのである。これで少しは、この資産経営課(特に上司たち)の態度・言動・職務における問題点を、今の監査委員も理解できたのではないか。

気になる記載箇所があった。挙げながら、説明する。

【会員特典:①報酬額1件につき15%割引、②研修会の講師、③機関誌の無料配布、④不動産関係の無料相談等】

②当該法人所属の不動産鑑定士とは誰なのか。

まさか、請求人が前提となる知識で「非常識」と書いている内容を発言した不動産鑑定士なのか。監査委員に、事実と異なる虚偽の回答を行った不動産鑑定士なのか。講師として来てもらっては、誤解を広める可能性があるだろう。

③機関誌に、請求人が前提となる知識で「非常識」と書いている内容が書いてあったか。あったら、直ぐにでも明示してもらいたい。資産経営課も、監査委員も、助け出すことが出来る。県職員の幸福に資するではないか。

④不動産関係の無料相談をする先は、請求人が前提となる知識で「非常識」と書いている内容を 発言した不動産鑑定士なのか。資産経営課の誤解が深まる原因がここにあったのではないか。

【一般的に~省略~過去の実績や地域への精通性を理由に単独随意契約としている】

正に一般論である。具体的に資産経営課は、過去の実績や地域への精通性を調べていない。これはA前代表にも注意を受けた事実が、録音記録に記載されている。あの時の発言が虚偽であれば、懲戒事由となる。監査委員を前にして、職員が虚偽の発言をするなど、通常ならあり得ない。

一般論を無視して、選定を行い続けてきた事実が、この資産経営課にある。

【割引を選定理由にしていない】

【維持会員になることが本条例に違反する根拠はない】

【維持会員になることが自由な競争をゆがめているということはなく】

これが、資産経営課の砦、と言ってもいいだろう。

選定上の条例違反は認めたことになった。

ただし、「維持会員になることは、条例違反ではない」というものである。

これくらいしか、逃げ道がないということは、私でも分かる。分かった上で、請求している。

この因果関係を否定しなければ、条例違反になり、請求に理由があることとなり、監査委員から 勧告が出されるからである。 まず結論を言う。資産経営課の言い分は、論理破綻している。 状況証拠を並べれば常識的にも、用対連申合からも、明らかである。

監査委員も、資産経営課の言い分を鵜呑みにしては、

「直近5年間で、特定の財団に45件中39件発注した事実は揺るがないけど、割引を理由に選定したわけではない。これなら違反はない」

となりかねない。

「維持会員になることが、条例違反となる根拠はない」 「維持会員になることが自由な競争をゆがめているということはない」 となりかねない。

本当に、ちょっと待ってもらいたい。これでは、監査にならない。 即、違法な監査行きである。

ここで資産経営課が言っていることが本当なのか。監査対象機関が言えば、全て本当になるなら、監査機関は不要である。客観的かつ独立的な態度で、「割引を理由に選定したわけではない」 ことを調査した結果として、出してもらわなければ、監査の存在意義がない。

割引きを選定理由にしていない。

これが、成り立たないことを示す。

既に述べた通り、資産経営課は、一般論を無視して、選定を続けてきた。

一般論とは、

過去の実績や地域への精通性を理由に単独随意契約

過去の実績や地域への精通性を理由にしていない。調べていないのだから、これらを理由に、選 定できるわけがない。

次に、会員特典は、意見書に挙げられたものが主なものであろう。わざわざ記載したのである。 記載していないものが、主な特典ということは常識的に考えない。

もう一度、列記する。

①報酬額1件につき15%割引、②研修会の講師、③機関誌の無料配布、④不動産関係の無料相談

これを、会費 15 万円として、適切だと判断した、と意見書の内容から読み取れる。会費に見合う 特典があるのである。その特典が、選定理由と考えざるを得ない。上記で示した通り、一般的な選 定方法ではないのだから。

では、これらのうち、最も大きな特典は何だろう。わかりやすく比べるために、比べられる金額 を算定することとした。

割引を選定理由にしていない これが本当なら、①ではない。

では、②だろうか。研修会を何回開催しているのか。年間、相当数開催すれば、最も大きな特定になる可能性があるだろう。月1回でも、年間12回である。講師料は1万円だとすると、12万円だから、だいぶ元が取れ取れそうである。講師料をもっと高く考えれば、どうか。例えば、5万円としよう。けっこうな講師料である。それが12回とすれば、60万円である。元が取れただけではなく、大きな利益が生まれている。もちろん、不動産鑑定士に講師料5万円も払う想定など、笑われてしまう。

最も大きな特典は、この②だろうか。年間 12 回も開催するのか。不動産鑑定士を講師として、人が集まるだろうか。私なら、行かない。人にも勧めない。「がっかりするよ」ということにしている。私の思いが多分に含まれているが、講師料から算定すれば、②とするには、無理があることが分かる。

では、③だろうか。無料配布の機関誌である。月刊か、季刊か、年刊か。裏面に大抵は金額が記載されている。鑑定評価関連の書籍は、部数が出ないため、通常よりも高いことが多い。それでも、月1万円分ももらえないだろう。仮にもらったとしても年間12万円である。

だいぶ元が取れそうだが、この程度である。会費の回収は難しい。

ここまで書いたので、せっかくなら、受け取った機関誌の金額を算出してみてはどうか。①が理由ではない、強力な根拠になるかもしれないのだから。資産経営課にとって、大きな利点があるに違いない。資産経営課職員は、それらを読んで、理解し、鑑定評価の理解増進に努めているのだろうな。

では、④か。

不動産関係の無料相談で、年会費 15 万円を超える特典を享受できるだろうか。仮に、相談 1 回 30 分 5000 円としよう。 1 時間なら 1 万円である。弁護士なら、もっと高いかもしれない。

静岡県が、毎月1回1時間相談したとしよう。12時間、12万円である。これでも、年会費 15万円の回収はできそうにない。不動産鑑定士に1万円払ってまで相談する等、私には想像できない。皆さんはどうだろうか。

②③④を合わせれば、年会費 15 万円の回収はできそうだ。だが、この中で、どれが最も大きな特典だと言えるのか。②③④では、とてもじゃないが、決められない。

では、それ以外の⑤があるのか。あるなら、なぜ意見書に書かないのか。あえて書かないことで、資産経営課に得があるのか。

最も大きな特典が①ではない証拠となる特典があるなら、わざわざ記載しない、という理由がどこにあるのか。ハッキリ書けば、監査委員も納得するだろう。請求人も黙らせることができる。こんな想定文書を書かなくても、済む。私も感謝するかもしれない。感謝されても嬉しくないのかもしれないが。

根拠なく、特定の財団に、発注し続けることは理由がない。職員だろう。何か根拠を持っている はずである。聞かれた時に答えられるようにするだろう。

「なんとなくです」

などと、公務員が答えることに、ここで出会うことになるとでも言うのか。

ここまで読んだ人間なら、もうわかっただろう。誰が何と言おうと、常識的に、最も大きな特典は①である。他にない。この特典があるから、選定し続けてきたのである。資産経営課は苦し紛れの言い訳をしているのである。これが体質である。あるなら、根拠を、資産経営課は示さなければならない。あるなら、なぜ意見書に書かない。書かないのではない。書けないのである。

監査委員は、法令に従い、しっかりと調査しなければならない。

ここまで書いたので、15%引の恩恵額を、算出することにした。

静岡県西部地域(添付資料)

令和5年度 134,475円

令和4年度 276,100円

令和3年度 281,600円

※令和4年度と令和3年度については、通常の計算では算定できなかった。正確に行えれば、さらに高額となる。

それでも、令和4年度も令和3年度も、年会費15万円を回収して余りある恩恵を享受している。 これは、西部地域の話であって、これに中部、東部が加わる。一覧表は、B前委員からの指示で、 資産経営課が作成したものが監査事務局にある。それを監査委員に提供してほしいと頼んでおい た。

どうだろう。年会費 15 万円を、回収して余りある特典を享受している実態、理解できたであろう。それでもまだ、割引が理由ではない、と強弁するのか。

では、その選定理由を、この書面よりも分かりやすく、誰もが納得できる分かりやすい文書で示せなければならない。

言うだけなら、子どもでできる。子どもの言い訳のようで、見苦しい。いや、こんな言い訳、子

供でもしないのではないか。子供にも失礼である。ほんとに見苦しい。資産経営課は、いい加減に しなければならない。

令和5年度からは、住民監査請求が始まっている。

まだ、書きたいことが多数あるが、残念ながら、時間の関係で、書きあげられない。

それでも、書かねばならないことがある。

【維持会員になることが本条例に違反する根拠はない】

【維持会員になることが自由な競争をゆがめているということはなく】

これである。

割引で報酬額を15%引きにするのは、報酬額を定めた用対連の申出書に反している。報酬額は自由競争ではない、ということである。わからないのだろうか。経営課の看板も、外してもらおう。それか、立ち去るがいい。もう、留まるな。ここに座っている資産経営課、静岡県のためにも、全員入れ替えてもらいたいと言った意味、少しはわかってもらえるだろう。

鑑定評価の報酬額が定められた趣旨を理解しなればならない。ここに定められている。日本全国 共通である。

それを、静岡県がひっくり返している。これは公文書であろう。この公文書をひっくり返すだけの理由がなければならない。それも正当な理由である。

正当とは、公文書で定められている以上、公文書である。

用対連申合は、公文書ではないと言うのか。それなら、公文書に準ずる書面である。実際、静岡県も従っている。使っておいて、否定するのは、ダブルスタンダードである。否定するだけの理由がなければならない。示せなければならない。

どこに、この金額が上限で、下げてよいと書いてあるのか。下げてはいけないと書いてなければ、勝手に、静岡県の独断で、下げてよいのか。

用対連の申し合わせが作られたのには、理由があるだろう。苦労して作った人がいるだろう。あなたにはわからない何かを守るために、定められたのだろう。それを、何も知らない、ド素人の静岡県が、思い付きで、無視して、どうしてよいと言えるのか。申し合わせ、という言葉のとおり、合わせてあるのである。それも全国で。静岡県が、合わせられない理由は何だ。答えろ。

静岡県が、この用対連申合を破る行為が、法令違反である。

住民監査請求でいう法令は、非常に範囲が広い。法律だけではない。条例だけでもない。政令、 規則等、あらゆる公文書がその範囲である。

会員特典として、資産経営課も、ハッキリと報酬額の15%引きを認めている。その特典を考慮して、年会費15万円払っている。選定理由は、割引ではないと言っている。どの口が言っているのか。笑わせるな。これでもまだ言えるか。会員になることが法令違反である。これでもまだ分からないなんてことがあるのか。

そうはいっても、まだあがくかもしれない。これが最後である。

「いやいや、会員にはなったけど、様々に考慮した結果、その特定の財団を選定しなければ、用 対連申合の違反にはならない」

その通りだが、だったら、なぜ、維持会員になったのだ。維持会員になった根拠を失う。年会費 15万円は、違法又は不当な支出である。

割引なしで、特典が年会費 15 万円に見合うと判断したのは、どういう根拠なのか。根拠を示すか、口を閉じて下を向くか。選ばなくてはならない。

【解決策】

そんなにどうしても、これからも維持会員を続けたいなら、15%割引の特典を静岡県は辞退すればよい。それを文書でハッキリさせればいい。そうすれば、維持会員になることは、用対連申合違反にならなくなる。

選定理由が、割引ではないことも、嘘偽りなく示せる。割引がなくなるのである。誰も反論できなくなる。資産経営課の論証通りとなる。「わかりやすい」「論理的な説明」等と賞賛されるかもしれない。

ただし、既に特定の財団を選定し続けてきた静岡県条例違反がなくなるわけではない。ここは極めて重要な所である。監査委員も、よくよく理解してもらいたい。

【「鑑定評価に関する誤った考えを教え込まれた可能性がある」と主張しているが請求人が主張するような事実はない】

⇒せっかく、逃げ道を用意したのだったが、その道を自ら塞いでしまった。邪魔だったのなら、ご

めんなさい。

これではっきりした。

資産経営課の、非常識な理解(鑑定評価に関する誤った考え)は、自分たちで作り出したのだ。 非常識な理解(鑑定評価に関する誤った考え)を、ここでもう一度、列記しておこう。添付資料 のメールにもある。

具体的にどの事例を採用するかは不動産鑑定士の判断に委ねられることから、

これが、本当なら、あらゆる責任から、職員を解放してくれるパワーワードである。住宅地の取引事例を、駐車場や資材置き場の取引事例とする判断など、委ねられているわけがない。これが裁量の範囲内ということになるのか。

不動産鑑定士への確認結果も踏まえ、今回の鑑定における取引事例比較法で採用した事例は不適切ではないと判断している。

住宅地の取引事例を、駐車場や資材置き場の事例と偽って、採用し、実証的なものだと記載し、 説明することが、どうして不動産の鑑定評価上、不適切ではない、という理解になるのか。

鑑定評価に関する誤った理解であることは、明白である。

これも、資産経営課が作り出したのである。

恐ろしいことになってきた。誰かに教えられたなら、まだ言い逃れができると考えていたのだが、そうではなかった。

【検討しているところである】

【検討しており、令和6年度から見直しを予定している】

⇒見直し、ということは、間違っていた、ということである。間違っていないことを見直すことはない。監査委員の意見を真摯に受け止め、間違っていたと認識したから、見直すのである。

⇒予定している、ということは、まだ実施していない。ここに書いただけで、企業局と異なり、公告されていないのは、監査委員に、改善措置状況等の報告を行っていないに違いない。

ここに書くだけでは、不十分であろう。報告を行い、実際に実行するまで、静岡県民は、行政を 監視しなければならない。 令和6年6月9日

添付資料

※公共事業に係る不動産鑑定報酬額基準 一覧表も 4枚

※鑑定報酬基準の見直し(連合会スライド4枚)20181113-3

※特典の金額 一覧表

※2023.7.6 1608 受信 静岡県の回答メール7月5日

※2023.8.8 1304 受信静岡県からの回答メール

- (注) 1 「(維持会員) 令和6年6月10日陳述機会に向けて」原文に即して記載したが、A及びB は原文では実名で記載されている。
 - 2 添付資料として「公共事業に係る不動産鑑定報酬額基準」等が添付されている。(内容は 省略)

条例違反の具体的な指摘

【存在意義の否定】

条例を制定し、施行してから、令和6年6月現在において11年以上が経過している。維持会員を続けるかどうかは4月1日が基準日だから、平成26年4月1日時点でも、条例が施行されている。つまり、条例が施行されてから、11年分の会費を支払い、維持会員であり続けた。約11年以上にも渡り、条例違反を漫然と繰り返してきた事実が明らかとなった。「前例踏襲」で全て適法なら、職員という人間は不要である。存在意義を自ら否定している。

【激励】

この現実を、やる気ある若い職員こそ目に焼き付けてもらいたい。意欲も熱意も創意工夫もない職員は、定年を迎えるまでほとんどそこにいる。ただいるだけなら良いのだが、無自覚のまま悪しき慣習を継承している。無自覚ほど恐ろしいものはない。このような社会の現実を、あなたたちから変えねばならないのである。

【条例】

具体的に、条例を見ていく。原文は、公開されている。

○静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例 平成 26 年 3 月 28 日

条例第65号

静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例をここに公布する。

【静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例】

静岡県の中小企業は、本県経済の発展に寄与するとともに、地域社会の担い手として、県民 生活の向上に重要な役割を果たしている。

しかし、近年、本県の中小企業を取り巻く環境は、少子高齢化の進展による国内需要の減少、経済分野における国際競争の激化等により、極めて厳しい状況にある。

こうした状況にあって、中小企業が持てる力を発揮し、将来に向かい活力ある静岡県を築くためには、県はもとより、関係者が、中小企業が地域経済や県民生活の向上に果たす役割を理解し、その事業活動が助長されることにより、中小企業の健全な育成・発展につながるよう社会全体で支援していくことが重要である。

ここに、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本としつつ、社会全体で中小企業者の 受注機会の増大に取り組み、地域経済の活性化及び県民生活の向上に寄与するため、この条例 を制定する。

⇒中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本

公的な鑑定評価の報酬は、どの不動産鑑定業者が行っても同一になるよう決まっている(用対連申出)にも関わらず、維持会員となれば15%減となる。減額していないのは、中小企業の創意工夫及び自主的な努力の結果ではない。法令順守を徹底する事業者なら、この申出に従う。法令順守の結果、申出に従った報酬を請求し、受け取っているのが通常の不動産鑑定業者である。今も、日本全国共通している。条例に定められた基本から逸脱したことを、静岡県が率先して行い、条例に反している。条例を亡きものにしている。

⇒社会全体で中小企業の受注機会の増大に取り組み

近年5年で、静岡県西部地域において、45件中39件を特定の財団法人に発注した。真っ向から条例に反する行為を、こともあろうに条例を定めた静岡県が率先して行った。

(目的)

第1条

この条例は、中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関し、基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業者が供給する物品及び役務並びに

行う工事(以下「中小企業者が供給する製品等」という。)に対する需要を増進する施策を推進 し、中小企業者の経営基盤の強化を図り、もって地域経済の活性化及び県民生活の向上に寄与 することを目的とする。

⇒中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関し、基本理念を定める

基本理念を定めておいて、その目的に真っ向から反抗しているのが資産経営課である。近年5年で、静岡県西部地域において、45件中39件を特定の財団法人に発注した。

条例を無視して、違反したいなら、条例を廃止する運動を行いなさい。職員も県民である。県民として、運動を起こして、条例を廃止すれば、違反じゃなくなるのだ。違法な手続き、財政支出は、住民監査請求の対象であり、住民訴訟の対象である。証人尋問の行われる可能性がある。宣誓した上で、虚偽を述べれば、罰せられるのだ。それらを覚悟の上で、職務を全うしているというなら、法廷で会うことになる。責任から逃れることは認められない。

(定義)

第2条

この条例において、「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当するもので、県内に事務 所又は事業所を有するものをいう。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 前号に掲げる中小企業者を構成員とする事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合
- 2 この条例において「関係団体」とは、商工会、商工会議所その他中小企業者を支援する団体をいう。

中小企業者の定義は、以下の通りである。

中小企業基本法 昭和三十八年法律第百五十四号

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に 掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施 されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下

の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

静岡県西部地域にある静岡県知事登録をしている不動産鑑定業者は、全て中小企業者に該当するのではないのか。

条例に戻る。

(基本理念)

第3条

中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化は、中小企業者の創意工夫及び自主的な 努力を基本として行われなければならない。

- 2 中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化は、県民及び県内において事業活動を行う者(以下「県民等」という。)が中小企業者の経営基盤の強化が地域経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、県、関係団体及び県民等がそれぞれの立場から中小企業者の受注機会の増大に努め、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることを旨として、行われなければならない。
- 3 この条例による中小企業者の受注機会の増大は、公正かつ自由な競争を阻害し、又は制限 するものであってはならない。

⇒中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本

公的な鑑定評価の報酬は、どの不動産鑑定業者が行っても同一になるよう決まっている(用対連申出)にも関わらず、維持会員となれば15%減となる。減額していないのは、中小企業の創意工夫及び自主的な努力の結果ではない。法令順守を徹底する事業者なら、この申出に従う。法令順守の結果、申出に従った報酬を請求し、受け取っているのが通常の不動産鑑定業者である。今も、日本全国共通している。条例に定められたこの基本から逸脱したことを、静岡県が率先して行い、条例に反している。条例を亡きものにしている。

⇒県、関係団体及び県民等がそれぞれの立場から中小企業者の受注機会の増大に努め・・・旨として、行われなければならない。

県民の立場、県内において事業活動を行う者の立場、その両方の立場から、「静岡県が特定の業

者に発注していることは、条例違反であり、改めよ。条例に従い、中小企業者の受注機会の増大に 努めよ」と言っていることは、正しく条例に基づいたものである。

静岡県資産経営課と、この静岡県民と、どちらが条例に従った行為であるか。なるべく言わないように努めてきたつもりだが、この言葉を遣う時が来た。「そんなこと、馬鹿でもわかる」

⇒この条例による中小企業者の受注機会の増大は、公正かつ自由な競争を阻害し、又は制限するものであってはならない。

公的な鑑定評価の報酬は、どの不動産鑑定業者が行っても同一になるよう決まっている(用対連申出)にも関わらず、維持会員となれば 15%減となる。減額していないのは、中小企業の創意工夫及び自主的な努力の結果ではない。法令順守を徹底する事業者なら、この申出に従う。法令順守の結果、申出に従った報酬を請求し、受け取っているのが通常の不動産鑑定業者である。今も、日本全国共通している。これが、公正かつ自由な競争を阻害していないと抗弁するのか。公正かつ自由な競争を制限するものではないと言い張るのか。

そういえば、資産経営課は、監査委員に虚偽を述べた実績がある。再び、虚偽を述べるのかもしれない。監査委員も、ボーっとしていては、騙される。資産経営課の発言を鵜呑みにすれば、監査対象にさせられる可能性が高いことを自覚し、公正、不偏、客観的かつ独立的な調査を行ってもらいたい。

「請求人からの質問には、全て合理的な説明を、一般財団法人日本不動産研究所 浜松支所の所長から受けた」

真に全て合理的だったのか。この発言は、全世界に公開されたままである。住民訴訟も行われている。私の知らないところで、資産経営課はこの発言を取り消したのか。住民監査請求を提起された監査委員に対して、資産経営課は迷惑をかけた自覚はないのか。

明らかな虚偽があったが、それも合理的だったということなのだろう。職員、裁判の証言台に立 つ覚悟はあるのだろうか。

(県の責務)

第4条

県は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性 化に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、必要に応じて、市町と連携して取り組むものとする。

⇒県は、前条に定める基本理念にのっとり、

前条の定める基本理念を理解している者が、条例を定めた議員であり、職員である。

⇒中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する総合的な施策を実施する

どこに発注するか、ということは「総合的な施策の実施」に該当するだろう。維持会員になることと、どこに発注するかは、全くの別物で、この条例に関係ないと抗弁するのか。常識があれば、切り離せるわけがないだろう。

⇒責務を有する。

有するだけで、果たさなくても良いと考えている職員がいるなら、名乗り出てもらいたい。公務 についてはならない。

(中小企業者の努力)

第5条

中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、経営革新等支援機関(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第17条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。)の活用、自らの知的資産(人材、技術、技能、知的財産(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第1項に規定する知的財産をいう。)、組織力、顧客とのネットワーク等の資産をいう。)の活用等により、自主的にその経営の向上及び改善を図るよう努めるとともに、中小企業者が供給する製品等が良質かつ安全で安心なものとなるよう努めるものとする。

⇒自主的にその経営の向上及び改善を図るよう努める

公的な鑑定評価の報酬は、どの不動産鑑定業者が行っても同一になるよう決まっている(用対連申出)にも関わらず、維持会員となれば15%減となる。減額していないのは、中小企業の創意工夫及び自主的な努力の結果ではない。法令順守を徹底する事業者なら、この申出に従う。法令順守の結果、申出に従った報酬を請求し、受け取っているのが通常の不動産鑑定業者である。今も、日本全国共通している。

これは、自主的にその経営の向上及び改善を図るよう努める、ものとは次元が異なる。中小企業者は法令順守している結果である。いわゆる、コンプラである。コンプラ違反を、率先して取り組み続けてきたのが静岡県資産経営課である。

資産経営課の看板を「条例違反課」と書き換えるなら、このような請求を私もしなくなるだろ

- う。名前の通りとなるからである。誰も間違わなくなる。
- ⇒中小企業者が供給する製品等が良質かつ安全で安心なものとなるよう努める

公的な鑑定評価の報酬は、どの不動産鑑定業者が鑑定を行っても報酬が同一になるよう定まっているにも関わらず、維持会員となれば15%減となる。そして、近年5年で、静岡県西部地域において、45件中39件を特定の財団法人に発注した。これほどまでにゆがめておいて、中小企業者が供給する製品等が良質かつ安全で安心なものとなるよう努める、というのか。

(関係団体の協力)

第6条

関係団体は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

⇒関係団体の協力

公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会が、この関係団体に含まるなら、このような静岡県の条例 違反を黙認してきたことが大問題である。

(県民の協力)

第7条

県民は、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることが地域経済の活性化及び 県民生活の向上に寄与するものであることについて理解を深め、物品の購入、役務の提供の申 込み、工事の発注に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

⇒県民の協力

県民には協力に努めるよう、条例を定めておいて、自分たちは堂々と条例違反をしている。県民を、何をやっても気づかない愚民だと思っているからこそできる所業であろう。馬鹿にするのもいい加減にしなければならない。私は、355万人を代表して、請求しているつもりである。

(県内において事業活動を行う者の協力)

第8条

県内において事業活動を行う者は、その事業活動を行うに当たって地域経済及び県民生活と深くかかわりを有していることを理解するとともに、この条例の趣旨を尊重し、物品及び役務の調達、工事の発注に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

⇒県内において事業活動を行う者の協力

ここでも協力を求めている。県民であり、事業活動を行うものでもある者もいるだろう。二重に協力に努めるよう、条例に定められている。そして、静岡県資産経営課は堂々と条例違反をしている。職員は、静岡県民だろう。条例違反を行う県民でもあったのだ。事業活動を行う者も、何をやっても気づかない愚か者だと認識しているからこそできる所業であろう。馬鹿にするのもいい加減にしなければならない。私は、それらの事業者を代表して、請求しているつもりである。

(情報の提供等)

第9条

県は、中小企業者が供給する製品等に対し県民等が関心を深め、かつ、親しみを増すことにより中小企業者の受注機会の増大が図られるよう、中小企業者が供給する製品等に関する県民等への情報の提供及び販路の開拓その他の施策を講ずるものとする。

⇒県民等への情報の提供

県は、中小企業者の受注機会の増大が図られるよう、県民には情報提供を行いながら、その一方で特定の財団に発注を続けてきた。自己矛盾に気づかないとは、このことを言うのだろう。整合性を理解できない証拠である。一事が万事塞翁が馬、である。不整合だと指摘してきても、全く通じなかった理由がここに示されている。

(県からの受注機会の増大)

第10条

県は、物品及び役務の調達、工事の発注に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小 企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

⇒県は、中小企業者の受注機会の増大に努めるもの

条例を正しく理解し、法令遵守で、11年努め続けた結果が、近年5年で、静岡県西部地域において、45件中39件を特定の財団法人への発注である。条例違反である。条例を制定した、議員は怒らなければならない。

条例を制定するのは簡単ではない、と考えている。もしも簡単なら、議員は不要な存在となるからである。高額な給料も、期末手当も、交通費も不要である。そうではないのだろう。議員は、相応の苦労をして、条例を制定しているはずである。その苦労を、水の泡としてきた職員が、目の前にいる。怒らなければならない。そして、条例を定めて、行政の監視を怠ってきた議会としての機

能、議員としての自らの職務を、深く反省しなければならない。

45件中39件を特定の財団法人への発注などということをすれば、どうなるか。恐ろしい結果が引き起こされることも予期できなかったのである。

(市町に対する支援)

第11条

県は、市町が中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する施策を実施する場合は、情報提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

⇒県は、市町が・・・努めるもの

この現状で、どうやって市町に、情報提供、助言、その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めている、と言えるのか。率先垂範という言葉を知らないのか。静岡県が、率先して模範を示さないで、どうして他の市町が、この条例に従って、中小企業者の受注機会の増大に努めるというのか。

(議会への報告)

第12条

知事は、中小企業者が供給する製品等に対する需要を増進する施策の実施状況について、毎年 度議会へ報告しなければならない。

⇒知事は、毎年度議会へ報告

もしも報告があったのなら、知事の報告を聞いてきた議員は、一体何をしてきたのか。議員がいるなら、問いただしたい。行政が適切に執行されているか、監視する機能があるのではないのか。 口だけの者に静岡県の議員を務めること、絶対にさせない。

(委任)

第13条

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

交付されたのは、平成26年3月28日である。施行も同日である。

条例のいくつもの条文に反していることが、ここまでの説明を要せずとも、通常の知識を有する者なら理解できると考えている。非常識な者には、条例違反だと理解できないかもしれない。非常識を容易に、複数受け入れることができる者にも、条例違反だと理解できないかもしれない。「自己欺瞞」に長けた者も、理解したくないだろう。

これが静岡県資産経営課の姿である。職員は、脳裏に刻み付けてもらいたい。

平成26年4月1日からの維持会員から、条例違反であったことがわかるであろう。 今回の請求で、違法・不当が明らかになれば、必然的に、そうなるのである。

監査委員も覚悟が必要である。退職後も守秘義務を負う。墓場まで持っていかねばならぬことが 出来るかもしれない。結果は全世界に公開される。死ぬまで、いや、死んだ後も残る実績を作る仕 事である。責務の重さを自覚に、重責に耐えられないと思うなら、辞めるのは早い方がいい。

次は、監査する者が、監査される側に回るのだから。

既に述べた通り、住民監査請求がなされれば、住民訴訟にも進展し得る。そうなれば、証人尋問が行われる。監査委員が証人として呼び出され、裁判所の証言台に立つことになろう。人生における貴重な機会である。裁判員裁判に出ることよりも、稀少な機会ではないだろうか。

以上

令和6年6月9日

(注) 「条例違反の具体的な指摘」原文に即して記載した。

陳述では、「措置請求書」、「(維持会員)令和6年6月10日陳述機会に向けて」等に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。 (意見等)

- ・ 静岡県職員になるに当たって、「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を 尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主 的、且つ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、且つ、公正に職務を 執行することを固く誓います。」と記載された宣誓書に署名して提出する。そのことを、もう一度 深く自覚してもらいたい。
- ・ 資産経営課の意見書によれば、会員になって支出すること自体は条例違反ではないと言っている。一方で、資産経営課は、特定の業者に発注していたという点で条例に違反していることは、恐らくこの意見書では認めている。
- 問題は、この支出と条例違反が結びついているのかという点だと思っている。
- 静岡県の不動産鑑定報酬を調べると、ほとんどが公共事業に係る不動産鑑定報酬基準の規定に従

った報酬額で算出している。それにもかかわらず、維持会員になったら15%引きになってしまう。 そして、特定の不動産鑑定業者に5年間で西部地域の不動産鑑定45件中39件を発注している。85% 以上の件数、85%以上の報酬額を、その特定の業者に払っており条例に違反してる。

・ 今回の意見書を見ると「割引きを選定理由にしていない」と記載されているが、そのようなこと はあり得ない。資産経営課は鑑定業者を調査していない。20社以上あるのに、どういう鑑定業者が どういうことが得意なのか、何件やっているのか、どれぐらいの年数やっているのか、そういうことを一切調べもせず、ずっと特定の業者に発注していた。

4 監査対象機関の意見書の提出及び陳述 (要旨)

監査対象機関である経営管理部資産経営課からは、令和6年6月6日付けで次の意見書が提出された。

静岡県知事に対する措置請求に対する意見書

1 当該請求に係る支出について

(1) 一般財団法人日本不動産研究所維持会員の概要

一般財団法人日本不動産研究所は、不動産に関する理論的および実証的研究の進歩発展を促進し、その普及実践化と実務の改善合理化を図ることを目的として設立された法人である。

当該法人においては、法人の趣旨に賛成したものを対象とした維持会員制度を設けており、 静岡県は特別会員(以下「維持会員」という。)になっている。

(2) 当該請求に係る支出の状況

静岡県は、維持会員会費として、令和5年度分を令和5年4月19日、令和6年度分を令和6年4月22日にそれぞれ15万円支出している。

(3) 維持会員による特典の享受

静岡県は、維持会員の特典として不動産鑑定評価額についての評価料(報酬額)において1件につき15%の割引を受けているほか、令和6年1月19日に「不動産の基礎知識と鑑定評価の基礎」研修会を開催し、講師として当該法人所属の不動産鑑定士に参加してもらっている。

その他、機関誌の無料配布、不動産関係の無料相談等の特典を享受している。

2 不動産鑑定評価について

(1) 契約方法

一般的に、不動産鑑定報酬は算定した不動産評価額に比例するという特殊性があるため、仮に複数の不動産鑑定業者から見積書を徴しその見積額に差異があった場合、より低額な見積書を提示した不動産鑑定業者による評価額は低く、より高額な見積書を提示した不動産鑑定業者による土地の評価額は高くなることが予想される。

これは、見積額により評価額が左右されることを意味するため、価格競争が過剰に起きた場

合、業務内容に必ずしも合致しない報酬額が事前に固定されてしまい、本来適正に行われるべき手順が適切に実施されないことで、鑑定評価の質が低下しやすくなるという懸念がある。

このような特殊性から、不動産鑑定業者の選定については、価格のみの競争を前提とした方法はなじまないものとして、過去の実績や地域への精通性を理由に単独随意契約としている。

(2) 検討事項

今後の不動産鑑定業者の選定については、令和6年2月5日付け監査第65-4号「天竜職員住宅の不動産鑑定に係る支出に関する住民監査請求の監査結果について(通知)」で意見が付されたことを踏まえて、公正かつ自由な競争を阻害することなく、公平性を確保しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に配慮した方法を検討しているところである。

3 請求人の主張に対する意見について

(1) 条例違反について

請求人は、静岡県職員措置請求書(以下「措置請求書」という。) 2ページにおいて、「(静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する)条例違反である。自由な競争をゆがめており、不当である」と主張している。

しかしながら、不動産鑑定業者については、実績や地域への精通性を理由に選定しており、 割引を選定理由としていないことから、維持会員になることが自由な競争をゆがめているとい うことはない。

以上のとおり、維持会員となることが本条例に違反する根拠はない。

なお、今後の不動産鑑定士の選定については、上述のとおり、公正かつ自由な競争を阻害することなく、公平性を確保しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に配慮した方法を検討しており、令和6年度から見直しを予定している。

(2) 他の業者の会員制について

請求人は、措置請求書2ページにおいて、「報酬を減額できる制度が認められるのなら、他の業者に対しても同様の会員制を認めなければならない。希望する全ての不動産鑑定業者に対して、年間15万円払わなければならない。」と主張している。

しかしながら、仮に他の業者が会員制度を設けたとして、その制度に加入するか否かについては、会員特典や会費を踏まえて、静岡県が総合的に判断するものである。

したがって、静岡県が他の業者に同様の会員制を認め、希望する全ての不動産鑑定業者に対して、年間 15 万円払わなければならないとする理由はない。

(3) 鑑定評価書に関する誤った考えを教え込まれた可能性について

請求人は、措置請求書2ページにおいて、「鑑定評価に関する誤った考えを教え込まれた可能性がある」と主張しているが請求人が主張するような事実はない。

(4) 県への損害について

請求人は、措置請求書3ページにおいて、「令和5年・令和6年支出した会費 150,000円/年」について県に損害が生じていると主張している。

しかしながら、「1 (3)維持会員による特典の享受」に示したとおり、不動産関係の相談や研修などの会員特典を享受しており、違法又は不当な公金の支出には当たらない。

したがって、請求人が主張するような損害は発生していない。

なお、請求人は、措置請求書3ページにおいて、「静岡県条例に反し、不当に自由な競争を ゆがめ、自己中心的な組織であることが認識され、信用を失った。」と主張しているが、上述 したとおり、維持会員になることが自由な競争をゆがめているということはなく、信用を失っ たとする根拠はない。

(5) 請求期間徒過について

住民監査請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第2項により、「当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをすることができない」とされている。

請求人が対象の財務会計行為としているもののうち、「令和 5 年度の支出した会費 150,000 円/年」については、令和 5 年 4 月 19 日付けで支出のあったものである。

本件監査請求は、令和6年4月25日に監査委員事務局に受理されており、当該行為のあった 日から1年を経過していることから、本件監査請求のうち、令和5年4月19日の支出に関連する部分については、却下されるべきである。

(6) 請求要件について

請求人は、措置請求書2ページにおいて、「静岡県は維持会員から即時脱会すること。返還は求めない。」と主張している。

住民監査請求は、財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当であるときに行うことができるものであり(地方自治法第242条1項)、本請求は、その要件を満たしていない。

したがって、本請求は却下されるべきである。

4 結論

以上のとおり、請求人の主張は住民監査請求の請求要件を満たしていないことから、本請求は却下されるべきである。

(注) 意見書原文に即して記載した。

また、監査対象機関は、令和6年6月10日に自治法第242条第8項の規定に基づく陳述を行った。 陳述には同項の規定により請求人の立会いを認め、請求人が立ち会った。

陳述では上記の意見書に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。 (意見等)

- ・ 維持会員になる目的については、15%の割引きを受けることだけではない。毎年検討を行っており検討資料を作成している。
- ・ 年1回、不動産鑑定士が講師となり研修を行っている。講師料は無料である。その講師は会員に なっていなければやってもらえない。

- ・ 機関誌は年4回配付される。その内容として不動産の地価の動向とか分析記事とか、そういった ものが載っているので、それを今後の売却に向けての動向等を把握するために、それらの記事を確 認し知識として利用している。
- ・ 無料相談については、相談実績という形で記録は取っていないが、日頃から相当数相談をかけている。庁内で「あれはどうする、これはどうする」というようなときに相談をかけており、大規模な土地の売払いの方法とか、県が所有する区分所有権の売払い方法など個別具体的な相談をしている。それも会員であるから相談できる。
- ・ 日本不動産研究所は、不動産鑑定の全国の事案を扱っているし、件数が多くいろいろな事例に当 たっているかと思うので、そこのところは大変参考になると考えている。
- ・ これらの点から、金額的評価として、会費15万を支払った効果を得ていると評価している。
- ・ 日本不動産研究所の会員としての加入状況であるが、県として会員となっているのが6団体あり、 それ以外に、市や区で10団体が会員となっており、全部で地方公共団体として16団体が入ってい る。

5 監査対象機関の意見に対する請求人の指摘追加事項

請求人からは、令和6年6月12日に「令和6年6月10日の陳述機会を終えて」及び「維持会員費 15万円の支出が違法 追加の文書」が提出された。

令和6年6月10日の陳述機会を終えて

【あれ?普段は多数派にいることのぞんでいるのではないか】

維持会員数(資産経営課の発言内容から)

都道府県 6 (割合12.7%)

市町村 10 (割合 0.58%)

合わせて 16 (割合) 0.90%)

全国でみると

都道府県 47

市町村 1724 (2024年6月時点調べ)

合計 1771

都道府県でも、12.7%に位置し、

市町村も含めた全国地方公共団体としては、0.90%にある。

会費15万円払うのだ。

これは、何か理由があると、考えるのが通常だろう。

静岡県資産経営課の説明が本当なら、もっと多くの地方公共団体が維持会員になっていても不思 議ではない。いや、そうでなければ、説得力がなくなる。

それに、全国に支所があるのだ。もっと積極的に営業して、維持会員数を増やしても不思議では ない。それくらいできるだろう。考えるだろう。

なぜやらないのか。疑問ではないか。

資産経営課の回答では、これらの疑問に、とても答えることはできない。

報酬 15%減が、申し合わせに反し、様々な法令にひっかかる可能性を危惧しているのではないか、との説明は非常に有効だろう。なぜなら、全国で統一的な傾向が出ているのだから。

全国に影響があるのは、法律か、別の全国に共通するものの影響であるはずである。各地方公共 団体には、法務の専門家もいる。

まさに、中小企業基本法ではないか。「申し合わせ」のことではないか。やめてしまえば、職員 も解放されること、間違いない。そこまでこだわる理由、ないであろう。

【不動産の特性】

全国に事業所があって、

全国のデータが揃っていること

を選定理由に挙げているようだ。

監査委員も言い間違えていたのか、

認識の違いか、

別の言い方があったのか、

定かではないが、

日本不動産研究所は、

公益社団法人ではなく、

一般財団法人である。

公益社団ではない。

昨日のやり取りの中では、

「公益」と言っていたはずである。

異なる。

その上で、不動産の特性を説明する。

不動産には、「地域性」がある。

地域性があるのである。だから、地場の不動産鑑定業者が必要なのである。

例えば、東京の駅前収益物件の鑑定評価に精通している鑑定士が、

突然、浜松市の天竜区の農地、雑種地の鑑定評価を直ぐにできるか。

と言われたら、不可能である。

地目によって、その傾向が強まる場合もある。

何しろ、田舎に行けば行くほど、取引のデータがほとんどない地域もあるからである。

もちろん、その反対も同様である。

静岡県で、どれだけの実績を積んできたとしても、

突然、東京の一等地の、超高層ビルの鑑定評価をやってくれと言われても、

とてもできる者ではない。

沖縄や鹿児島の諸島の土地を評価するのも、困難であろう。

全国のデータが役に立つのは、あらゆる場面ではない。

静岡県浜松市の話だが、分かりやすいと思うので、取り挙げる。

市街化調整区域が、日本の政令指定都市の中でも相当に広い。 30%以上が市街化調整区域である。

したがって、この市街化調整区域の土地の特性、行政上の規制、取引価格等に精通していなければ、

鑑定評価はおぼつかない。

それも浜松市である。

例えば、調整区域は基本的に建築不可だが、行政上の規制で言えば、「縁辺」「大規模」と呼ばれる建築可能な場合がある。両者の違いも知らなくてはならない。

他の政令指定都市では、

滅多に調整区域に出会わないために、全く扱ったことがない不動産鑑定士もいる。

いい例がある。

神奈川県の不動産鑑定士が、浜松市の神田町の不動産を評価した。

調整区域である。

調整区域と言っても、市街化区域のすぐ隣で、

神田町の同じ町内でも、市街化区域と市街化調整区域がある町である。

その評価額があまりにも安いため、業界人は驚いた。

評価書を取り寄せると、理由がわかった。

東海財務局の入札案件だったため、入札が行われた。

2倍以上、約3倍に迫る価格で落札された。異常事態である。

偶然ではない。

あまりの安さ、市場での取引価格から乖離していたのである。

文字だけでは信じられないだろうから、

その鑑定評価書と、措置要求書をつけた(添付資料)。

読めれば、理解できるだろう。

地域性を無視したら、鑑定評価は目も当てられないほど悲惨なものになる典型例であろう。

つまり、

全国的なデータがあるから、その実績を選定理由にしてきたのは、不動産の一面しか見ていない。

不動産には、地域性もある。

何十年と、地場に根を下ろし、地道にやってきたものと、

約5年毎に日本全国の支所を転勤し続けている者たちと、

どちらが地域性を理解し、優れた知見を活かせるか。

同じ静岡県でも、静岡市と浜松市は地域性が全く異なることくらい分かるだろう。

「不動産の地域性」の理解

選定の基準に、ぜひ加えてもらいたい。

いや、不動産を理解したなら、加えなければならないことが分かるであろう。

【特定】

特定とは、1や2である。4者なら特定ではない。 という発言が監査委員からあり、聞いたと記憶している。

※理解不能であった。理解できない人間が非常識なのか。

問題は、私が指摘に使った「特定」という言葉だけではない。

監査は調べる機関である。

請求人が言ったことの上げ足をとって、終わりという機関ではない。 上げ足を取るのは、請求人の努めである。

主体を入れ替えてもらっては困る。

監査委員が、静岡県民の上げ足を取ってどうするのか。 それが高潔な人格を有し、維持する者の態度なのか。 自ら、否定していることに気が付かないのか。

4 社いれば、特定ではない。 だから、請求人の請求には理由がない。

とでもいうのか。

監査のド素人を集めたなら、わかるが、 そんな人間が、監査委員になれるはずないだろう。

そもそも、選定について、意見を付したのは、監査委員である。 今回の監査委員の中に、会計検査院出身のものがいるのか。 会計検査院出身の者と同等の知識、監査についての経験を有する者がいるのか。 A前代表は、それら知見の全てを、

真剣に、全力を用いて、静岡県民及び静岡県職員に提供してくれたのである。 それを素人が否定するなら、どういうことになるか。 わからない等、有り得ない。意図すら感じざるを得ない。

特定、ではないなら、

他の言葉で考えることも、監査委員の務めだろう。

違うのか。

中小企業基本法、静岡県条例が、文言としてあるのである。

静岡県条例は、静岡県議員によって作られたものである。

それに適っているか、違反しているか。

他の言葉を遣って、何が悪いのか。

請求人が言っている言葉しか、監査しないと、地方自治法に定められているのか。 あり得ないだろう。

公正、不偏、客観的かつ独立的な態度で監査が行われていない一例、実証例となる。

絶対的安住だと思われてきた監査委員も、住民監査請求も、住民訴訟も想定しなければならない。

陳述機会は、真剣勝負の場である。

責任から逃げることは許されない。

「特定」が嫌なら、言葉をかえてもらってかまわない。 私は、特定という言葉を、限定する意味で使った意図はない。 特定、という言葉でなくても構わない。

「偏り」がある。異常なまでに。

45 件中 39 件、発注数割合は 85%以上。

4社あると言っても、

1社(1件)B不動産鑑定は、令和5年度からである。

これは、UNOrealestate㈱のC会長が、

資産経営課に対して、担当者はD氏、E氏であったが、

再三再四、何年にもわたって、私も含めて、

偏りある選定を辞めて、不動産鑑定業者をかえるように言い続けてきた結果を受けてのものである。

令和5年度の入札を行った湖西市鷲津の時は、担当者も、「今回は鑑定業者をかえた」と、わざ わざ報告を受けた経緯もある。

監査結果が出るまでだから、不動産鑑定業者の調査を行っていない時点である。

さらに、他の2社も、4件F不動産鑑定事務所(元浜松支所長)と1件G不動産鑑定事務所(元 県職員)である。

発注数割合は8.9%と2.2%である。

浜松支社、元浜松支社長、元県職員、である。 常識ある人間なら、わかる。「何だ、この偏りは」

Fさんは磐田に事務所があり、磐田と菊川の不動産を依頼したのだろう。 磐田だから、菊川も近いだろう、と安易に発注したと想像することは容易である。 なぜなら、静岡県西部の不動産鑑定業者の実績も特徴も調べていないのだから。 このことは、監査委員への回答でも明らかなことである。 いまさら、ひっくり返すことはできない。

1社と他3社。経済的に言えば、独占、寡占状態である。

4 社あり、おおむね均等に、例えば、発注数割合は 25%程度で、20~40%に 4 社中、 3 社が収まっているなら、

偏りがないと言えるだろう。

しかし、4 社中 1 社が発注数割合が85%超えていて、残りの3 社は、発注数割合は8.9%、2.2%、2.2%である。

それも1件が2社とは「アリバイ作りのためか」との批判をうけることが確定している。

こんな偏りある発注で、

中小企業の受注機会の増大に寄与したと、言い逃れるつもりなのか。

これが、中小企業基本法、静岡県条例に違反している。 選定については、監査結果でも意見が出ていることである。

静岡県資産経営課は、

我々、中小零細の不動産鑑定業者をつぶすつもりだったのか。

これは徹底的に争う覚悟である。

それが、静岡県にある、これから誕生する中小零細の不動産鑑定業者のためになると考えるから である。

不動産鑑定業者も、声をあげていいのではないか。

今までは、同業者から賛同を得られない言論活動だったかもしれないが、 静岡県内の不動産鑑定業者からも、賛同者が出てくるかもしれない。 数が増えれば、静岡県職員の対応も代わるかもしれない。

私は、数が増えることで静岡県の対応が代わることは望んでいない。 あくまで、法論をしているつもりである。

法論なら、人数は関係ない。

数の大小に振り回されるのは、私の好きな真の科学ではない。 そういう立場である。

それは最初からかわっていない。

それでも、理解させる手助けにはなるだろう。 数に弱いのが、多くの人間だからである。

(注) 「令和6年6月10日の陳述機会を終えて」のうち、維持会員の会費に係る支出に関する住民 監査請求の部分のみ原文に即して記載したが、A、B、C、D、E、F及びGは原文では実名で 記載されている。

維持会員費 15 万円の支出が違法 追加の文書

繰り返し取り上げてきたのは、

静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例

平成 26 年 3 月 28 日 条例第 65 号

である。これは、中小企業基本法をもとに、作られたものである。 つまり、上記条例に違反することは、中小企業基本法にも違反する。

中小企業基本法

昭和38年

法律第154号

さらに、調べたところ、

静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例

平成 28 年 12 月 27 日 条例第 52 号

もあった(添付資料)。全文は、公開されている。静岡県条例を、静岡県職員・委員が知らない とは、言わせない。基本理念は、条例とほとんど一致している。全文をよく読んで、理解し、条例 に照らし、違反がないか。監査委員は、適法に職務を遂行しなければならない。

時間がないのだが、それでもいくつか、条例違反を指摘する。

条例を取り上げただけで、指摘していないから、採用しないなどと言われてはたまらない。それ 自体が、監査委員の職務違反だと考えているのだが。

静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例

第1章 総則

(目的)

第1条

この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興のために行う基本的な施策を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

⇒中小企業・小規模企業の振興のために行う基本的な施策を定めることにより、中小企業・小規模 企業の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進

具体的に、どの業者に発注するかは、振興のための施策を実行した結果であろう。

→目的

目的に違う行為が、静岡県に認められるはずがない。

(基本理念)

第3条

中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の自主的な努力を促進することを基本として行われなければならない。

⇒中小企業・小規模企業の自主的な努力を促進することを基本

自主的な努力を促進することを基本としながら、申し合わせで日本全国合わせられている公共事業鑑定評価の報酬額を、最大手の不動産鑑定業を行う財団の鑑定報酬料を15%で発注するのは、基本からも外れていることが明白である。中小企業・小規模企業の自主的な努力で、どうにかなることではない。不当な価格競争から守るための申し合わせでもある。この業界のド素人である静岡県が、率先して、基本から逸脱しているのか。

⇒行われなければならない。

行ってもいい、行わなくても良い、とは書かれていない。行わなければならない、と書かれている。読めれば、理解できる。

第4条

県は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

⇒県は、・・・実施する責務を有する。

具体的に、どの業者に発注するかは、振興のための施策を実施した結果であろう。あれほどの偏りを、独断により生み出しておいて、責務を果たしたと言えるのか。有する責務を放棄したのか。

3

県は、地域社会における中小企業・小規模企業の重要性について、県民等の理解を深めるよう 努めなければならない。

⇒県民等の理解を深める

県が、このような態度では、深まらない。深まっていないから、放置されてきた。放置されて来たから、前例踏襲を続けてきた。そして、この結果である。私も県民である。私の請求や主張は、この条例に基づいたものである。遵法性は、死語なのか。

(県民の協力)

第11条

県民は、地域社会における中小企業・小規模企業の重要性について理解を深め、県等が行う中 小企業・小規模企業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

⇒県民は

県民にも努めるものとしておいて、県は、どうなのか。どうだったのか。書面で書きつらねてき たことである。

(意見の聴取)

第 13 条

県は、中小企業・小規模企業の振興のための施策の実施に当たっては、その施策を効果的に推進するため、県、中小企業・小規模企業及び中小企業・小規模企業支援機関が参加する会議の開催その他の方法により、中小企業・小規模企業及び中小企業・小規模企業支援機関の意見を聴くものとする。

⇒その他の方法により、・・・意見を聴くものとする

この請求は、その他の方法に含まれないのだろうか。この請求書の内容は、意見として、聴くものに含まれないのだろうか。県は、が主語である。日本語が読めないのだろうか、と言わざるを得ない。

請求人の主張が支離滅裂で、根拠もないのなら、耳を傾ける時間が無駄であろう。果たして、そうなのか。

第3章 小規模企業への配慮

(小規模企業の特性に応じた支援)

第27条

県は、小規模企業がその特性に応じた持続的な発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2

県は、商工会、都道府県商工会連合会及び商工会議所の経営指導員等並びに都道府県中小企業 団体中央会の指導員等による小規模企業の特性に応じたきめ細かな支援が実施されるよう、必 要な施策を講ずるものとする。

⇒県は、小規模企業がその特性に応じた持続的な発展を図る

価格競争にさらされたら、多くが資本力のない小規模企業がどうなるのか。想像力が欠慮した結果であろう。

不動産鑑定業者のほとんどが、不動産鑑定士1人で行っている事業者である。私もその1人である。その私が憎くて、資産経営課がやっているなら仕方がない。その責任が私にもあることになる。

その特性に応じ、持続的な発展を図るためには、申し合わせに反し、県が主導して、価格競争に 持ち込むようでは、成立しない。申し合わせに従い、コンプラ徹底している事業者はどうなるの か。昨今のコンプラ重視は、企業ばかりで、地方公共団体は、特例で、例外的に、除かれているの か。

⇒県は、小規模企業の特性に応じたきめ細かな支援が実施

きめ細やかな支援が、受注機会の増大であろう。なぜ、偏りのある業者に、45件中39件も発注してきたのか。

この程度の説明でも、幾重にも、条文に違反していることが分かるであろう。

この条例に違反している、ということは、既に挙げた条例及び法令にも反しているということである。

即刻、改めなければならない。法令違反を黙認する監査委員など、存在しない方がいいと、本気で考え、行動に移している。

令和6月6月12日

添付資料

※静岡県中小企業·小規模企業振興基本条例 3 枚

- (注) 1 「維持会員費15万円の支出が違法 追加の文書」原文に即して記載した。
 - 2 事実を証する書面として「静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例」が添付されている。(内容は省略)

6 監査対象機関への聞き取り調査結果(要旨)

令和6年6月11日に監査対象機関(資産経営課)から一般財団法人日本不動産研究所の維持会員となる理由等について聞き取りを行った。その内容は、監査対象機関の意見書や陳述での意見等の内容を除くと、次のとおりである。

・ 15%割引も維持会員になる1つの要素であるが、不動産関係の無料相談、講師派遣、年4回の機

関誌配布等の他の要素もある。特に不動産関係の無料相談は、売却を検討している段階での相談も 行っており、現地に行ってもらうこともある。個別具体的な相談を行っており業務上必要なもので ある。また、昨年度から研修の講師を派遣してもらっており、今年度も研修会を開催予定である。 今後は年2回開催したいと考えている。

第4 監査の結果

1 認定した事実

監査の結果、認定した事実は次のとおりである。

(1) 一般財団法人日本不動産研究所の会員制度

ア 一般財団法人日本不動産研究所定款第46条第1項において「この法人に、維持会員を置くことができる。」と定められている。また、同条第3項において「維持会員の会費の負担、会員に関する必要な事項は、理事会の決議を受けて、理事長が別に定める。」と定められており、当該規定に基づき維持会員規程が設けられている。当該規程において、会員の種類を3種類とし、会費を特別会員15万円(年額)、賛助会員10万円(年額)、普通会員5万円(年額)と定めている。静岡県は特別会員となっており、年会費は15万円(年額)である。

イ 会員になると、不動産鑑定について評価料の割引が受けられる。割引率は特別会員15%割引、 賛助会員10%割引、普通会員5%割引となっている。

なお、維持会員に対し、一般財団法人日本不動産研究所への不動産鑑定評価発注等を義務付けるような規定等は存在しない。

- ウ 会員については、上記割引のほか、維持会員規程第4条の規定に基づき以下のような特典がある。
 - ・定期調査結果等の資料について会員専用サイトからダウンロードできる。
 - ・不動産に関する資料(機関誌)が年4回程度、送付される。
 - ・会員限定のセミナーに参加することができる。
 - ・不動産に関する各種相談ができる。
 - ・専門講師を派遣してもらうことができる。

(2) 会費の支払い

- ア 令和6年度一般財団法人日本不動産研究所維持会員費の支払状況は以下のとおりである。
 - ·請求日 令和6年4月1日
 - ・支払日 令和6年4月22日
 - · 支払額 150,000円
- イ 令和6年度に一般財団法人日本不動産研究所の維持会員となった理由は以下のとおりである。
 - ・特別会員となることで、県が一般財団法人日本不動産研究所に鑑定を発注した場合割引を受けることができる。また、維持会員の特典としては鑑定士へ無料で相談を行うことができるほか、不動産に関する研修の講師依頼をすることができるなど会員として受けるメリットが大きいため、令和6年度も例年と同様特別会員となるものとする。

2 判断

第4の1の認定した事実等に基づき、本件措置請求について次のとおり判断する。

(1) 維持会員となることの違法性又は不当性の有無

維持会員となることの違法性又は不当性の有無について次のとおり判断する。

・ 維持会員となっている理由は鑑定評価料の割引を受けられること以外にも、不動産鑑定士が講師となり無料で研修を行ってもらえること、機関誌の配付により業務上役に立つ情報を得られること、無料相談ができることなどである。とくに、無料相談については、日頃から個別具体的な案件等について相当数相談をかけており、一般財団法人日本不動産研究所の不動産鑑定士に現地に行ってもらうこともある。維持会員になったことによって、実際にこれらのメリットを享受していることが認められる。他方で、維持会員になっても一般財団法人日本不動産研究所への不動産鑑定評価の発注が義務付けられるわけではなく、一般財団法人日本不動産研究所以外の不動産鑑定評価の発注が義務付けられるわけではなく、一般財団法人日本不動産研究所以外の不動産

したがって、県が維持会員となることをもって法令違反であるとは言えない。

- ・ 請求人は、公共事業に係る不動産鑑定評価報酬基準により鑑定評価報酬が決まっているにも関わらず資産経営課が割引を受け不当に価格競争をゆがめていると主張する。公共事業に係る不動産鑑定評価報酬基準とは、中央用地対策連絡協議会に加盟している国の機関等が、公共用地取得等の際に必要とする不動産鑑定の報酬に係る予定価格を算定する場合に使用している基準である。一方で、国においては、国有財産の不動産鑑定評価等を不動産鑑定業者へ依頼する場合、「国有財産等の評価に係る不動産鑑定業者の選定方法について(令和元年9月24日財理第3228号)」において、大規模なものや鑑定評価等に高度な技術を要すると認められる場合等を除き価格競争を原則とすることとされており、公共事業に係る不動産鑑定評価報酬基準を採用していない。さらに地方自治法上、契約の相手方の決定方法の原則は価格競争であり、これらの点を踏まえれば、県有財産の評価にあたり、公共事業に係る不動産鑑定評価報酬基準と異なる鑑定報酬額を採用し割引を受けたとしても法令違反には当たらない。
- ・ 請求人は、県が維持会員となることで特定の不動産鑑定業者に発注が集中し、静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例等に違反しているとも主張しているが、同条例第3条3項は「この条例による中小企業者の受注機会の増大は、公正かつ自由な競争を阻害し、又は制限するものであってはならない。」と規定し、契約相手の決定方法は価格競争の原則が前提であるとしており、また上記のとおり、県が維持会員となることも、鑑定手数料の割引を受けることも法令違反には当たらないことから、同条例違反にはあたらない。県の不動産鑑定業者の選定については、令和6年2月5日付けの資産経営課長に対する天竜職員住宅の不動産鑑定に係る支出に関する住民監査請求の監査の結果についての通知において、条例の趣旨を踏まえ、公正かつ自由な競争を阻害することなく、公平性を確保しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に配慮して、監査対象機関は、今後の不動産鑑定業者の選定方法について見直しを検討するよう意見したところであるが、契約相手の決定方法は価格競争の原則が前提であることを踏まえつつ、

引き続き、不動産鑑定業者の選定方法について見直しするよう求める。

以上のことから、維持会員となることが違法又は不当であるとする理由はない。

② 自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」は存在するか。

(1)に記載したとおり維持会員となることが違法又は不当と言うことはできず、また、会費の支払い手続き等についても静岡県財務規則等に反しているとは認められない。

したがって、「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しない。

3 結論

以上のことから、県には「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しないので、請求人の主張に理 由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。